

広聴特別委員会記録

令和2年10月27日

【開催日】 令和2年10月27日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時40分～午前11時15分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	議会事務局主査	島津克則
------	------	---------	------

【付議事項】

- 1 モニター意見について
- 2 その他

午前10時40分 開会

吉永美子委員長 それでは広聴特別委員会を開会します。皆様のお手元にあります付議事項として、1点目、モニター意見についてです。まず、7月7日付けの藤島俊一さんから頂いています議会に関する説明会の開催についてということですが、議会の考えと対応というところで、貴重な御意見ありがとうございます。8月20日、21日及び9月10日、希望者に対して、議会に関する説明会を開催しましたとさせていただいておりますが、これでいかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議がなければ、これでいきたいと思えます。次のページです。7月14日付、下瀬俊夫さんから頂いております議会モニター意見交換会の関係についてです。まず、貴重な御意見ありがとうございます。現在、議会基本条例を見直し中で、原則公開とする委員会等についても議論していきます。それとあわせて、意見交換会などの公開については、その都度議

論し、慎重に決定していきますというふうに書きましたことと、それと意見交換会の運営についてということで、意見交換会の進行方法について、慎重に決定していきますと書きましたことと、新型コロナ対策について御意見がありましたので、現在は消毒薬の設置とともに、検温を行っています。マスクは忘れた方用に準備していますというふうに書いておりますが、いかがですか。御意見はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、対応としてホームページに載せたいと思います。それと次ですが、7月8日付で頂いております村上景二さんからの御意見です。これは、ホームページの中でも既に公開をされておりますが、6点を出してございましたけれども、内容について、御本人とお話をさせていただき、委員会の皆さんの御意見で、議会の活動と運営というところから外れているということで、3点は削除をお願いすべきではないかということで、3点について削除のお願いをさせていただきました。その残りの点について担当委員会を決めるとともに、この出されている意見に対して、御意見のある方は言っていただけたらと思います。まず1点目ですが、何年も開催をされていない政策討論会を早く再開していただきたいという御意見ですが、これに対して、担当委員会の決定も含めて御意見を頂けたらと思います。

長谷川知司委員 内容も含めてですけど、政策討論会の中身、そして実施というのは、広聴で決めるんですか。

吉永美子委員長 これは私の考えですが、政策討論会は議会全体の活動として大事なことであり、モニターさんの職務の中に政策討論会に対しての御意見も頂きたいというところですので、本当に微妙なところではあります。政策討論会の在り方というところでは、私としては、まず議会運営委員会で議論していただくのがいいのかなというふうに思っていますが、委員の皆さんいかがですか。

中村博行委員 前回というか、政策討論会は過去に1回しかないと思うんですよ。たしか市民館でやったような記憶があるんですけど、あのときは人口減少についてというようなテーマで、各会派の代表が何名か発表されたという記憶があるんです。ですから、そういうふうな形になるのか、まだ1回しかやってないので、もうちょっと吟味して、どういう形でやるかというのは、委員長がおっしゃったように議運でもんでもらったほ

うがいいのではないかという気がしています。

高松秀樹委員 中村委員が言われたほかに、給食のことをやりましたよね。定数のこともやっているんです。政策討論会の実施要綱の中に、議運がたしか取りまとめるように書いてあったような気もせんことはないんですけど、ちょっと要綱を持っていないんで、事務局、実施要綱があればお願いします。

(実施要綱配布)

高松秀樹委員 3条に討論会の議事決定及び運営等は議会運営委員会が行いますと書いてあるので、まず議会運営委員会の中で、これを協議されたほうがいいんじゃないかなと思います。

吉永美子委員長 ほかの委員の皆さんいかがですか。よろしいですかね。これは本当に村上さんの言われるとおりで、政策討論会を行うとしながら、なかなか行っていない、ここ数年行っていないですよ。ということで、やはり考えていかないといけないと思います。これは議会運営委員会にお願いして、また議論していただくということで決定させていただきます。次の②です。議事録が必要と考えるけれども、録音でもいいのではないですかということも言われておりますけれども、議事録を作成していなかったとか言って、肝腎な裏づけの入手ができないという信じられない事態に至っていたと、聞かなかつた、記憶にないなど、このようなことが許されるのですかということを書かれておりますけれども、この点についてはいかがですか。

高松秀樹委員 まず議事録と録音は一体のものだというふうに考えるべきだと思います。そういった意味からして、これもやるのなら議会運営委員会の中で、議事録についてしっかりやるしかないというふうに思っています。

水津治委員 この②は、私が勘違いしていたらいけないんですが、意見交換会の議事録というふうに私は理解していたんですが、全てのことということで協議をしないといけないんですか。

吉永美子委員長 意見交換会に出られて、感じられたことではあると思います。議事録ができないのであれば、録音でもいいんじゃないですか、紛失が発生しないように保管してほしいといった、いろんな面のことを言われています。意見交換会が発端になったんでしょうけれども。ということで、高松委員から、これは議会運営委員会に担当をお願いするのが適当ではないかということなんですが、ほかの委員の皆さんいかがですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、議会運営委員会にお願いします。それと、これは言われるとおりでなと思いましたが、議会モニターの着席する席を決められて、会議前に配布される次第に席配置図を添付していただければということですが、これは事務局、配布していなかったんですか。

島津議会事務局主査 配布資料には入れておりませんでした。

吉永美子委員長 入れていなかったんですね。初めてお会いする方々ばかりでしたので、その点の配慮が足りなかったと思いますから、これは私たち広聴委員会がしっかり受け止めて、この部分についてはうちのことを言われていると思うんですが、皆さんいかがですか。（「はい」と呼ぶ者あり）広聴特別委員会で受けたいと思います。この点については終わります。次に皆様のお手元にあります令和元年5月10日付です。これについて、右のほうにあります。自由討議、継続審査については議会運営委員会にお願いして、議論していただくようにしたんですが、請願と陳情の取扱いというところが抜けていたという認識です。次のページ、請願と陳情の取扱いの差異について、もう少し陳情をきちんと取り扱うべきではないのかという御意見だと思います。このことについて、皆さんいかがでしょうか。少し考える時間を置いて、11時まで休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時 再開

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして、委員会を再開します。請願と陳情の取扱いの差異についてという御意見に対して、皆さんから御意見がありますか。担当委員会をどうするかも含めて、御意見を頂けるとありがたいです。

伊場勇委員 陳情は議題とならないのでしょうかというところの部分なんですが、書いているとおり、議会会議規則の145条で、その内容が請願に適合するものということで書いてありますんで、適合すれば議題となり得るというところにあると思います。この判断は、まず議長が陳情を受け取り、その後、議運でしっかり審査をして、適合するかどうか審査した結果を議長に戻すというような取扱いになるというふうに思います。上段に関しては以上です。

吉永美子委員長 特に議運等に出す必要ないということで、ここで決めるということによろしいですか。

伊場勇委員 ここで決めてもいいんじゃないでしょうか。

吉永美子委員長 そういことですね。ほかの方はいかがですか。

高松秀樹委員 せっかく書いてきておられるんですけど、事務局にお聞きしたいんですが、会議規則第145条、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願書の例により処理するものとする。この処理するというのは、どのようなことになるのかというのを教えてもらえますか。

島津議会事務局主査 請願と同様に取り扱うということになれば、本市では取り扱っておりませんが、議案として取り扱い、本会議で採択、不採択等の結論を出すというような取扱いになるのではないのでしょうか。

高松秀樹委員 これは現在のうちの会議規則ですよね。陳情書についての採択、不採択を本会議で処理したことはないと思うんですが、この処理というのはそういう意味になるんですか。

島津議会事務局主査 確かに本市については、そのような処理をしたことはありません。取決めとしてあるのは会議規則、それから、申し合わせ事項により、陳情書等の処理については議運で調査委員会を決め、全議員に配布する。それから、本市議会で取り扱うことが適当でないとき認めるときは、こういった処理を行わないというふうなことが定められており、

これに基づいて行っております。

高松秀樹委員 僕は陳情と請願を同列に考えるにはちょっと違和感があります。請願は憲法に保障された国民の権利だというふうに思っています。だから、わざわざ紹介議員一人の署名が必要だというふうになっています。陳情書は、議会基本条例の中で、市民からの陳情については参考人として呼び出して意見を聞くと、市民参加の機会を求めているんですが、最終的に本会議場でうんぬんというのは、やはり陳情と請願は大きな違いがあるということを考えると、本会議場で陳情書も適合するのであれば、採択は不採択を取るというのは、ちょっと今の時点では違和感があります。

吉永美子委員長 そういう御意見で、特にこれを議会運営委員会で議論してもらおうということとは違うということでしょうか。

高松秀樹委員 内容は議運の問題で、議運の案件なんで、議運の中ですればいいと思いますけど、御存じのように議会運営委員会も少人数になってしまったので、広聴委員会の委員の意見を基に、議運で最終的に方向性が決定されたらいいんじゃないかなと思います。

吉永美子委員長 今ちょうど議会基本条例も議論中で、伊場委員としてはもうここで止めていいんじゃないかという、議運の副委員長ですけど、いかがですか。今の高松委員の意見だと、ここで議論した上で、議会運営委員会に持っていくというやり方もあるんじゃないかということなんです。

伊場勇委員 例により処理するところの解釈として、しっかりここに示されていない理由も何かあるのかなとか、いろいろ奥が深いようにも感じまして、高松議員の意見を聞いてですね。ここで意見を出し合った後、議会運営委員会で話しても、良い協議ができるんじゃないかなというふうに感じています。

吉永美子委員長 ほかの委員の皆さんからも御意見を伺いたいと思います。

宮本政志委員 ちょっと教えてほしいのは、145条をそのまま解釈すると、

請願に適合する陳情書、あるいはこれに類するものは請願書の例により処理しますよということは、別段、陳情書を請願書にやり替えるという手法は取らんでいいということですよ。あるいは取る必要が出てくるということですか。

島津議会事務局主査 請願書にやり替えるというわけではなくて、陳情書をそのまま請願と同様に取り扱っているということです。他市においては議案として取り扱うというようなところもありますし、このモニターさんが示されている西日本新聞の記事についても、鹿児島県議会と北九州市議会では議案として取り扱っているというようなところもございます。ただし、全国的に見れば本市のような取扱いをしているところが多いということです。

高松秀樹委員 このモニターさんの意見を見てみると、疑問になるところが一つあって、このとおりだとすれば、陳情書と請願書は全く同じものになるような気がするんですよ。だから、この方は陳情も請願も同じものとして取り扱えと言っているのじゃあないのか。僕はそうじゃないんじゃないかなという気がして、そうであれば、請願は請願、陳情は陳情と別な取扱いをすべきであるというふうに思っています。

吉永美子委員長 高松委員が言われるように、請願というのは法にきちんと位置づけられて、議員がそれはそうだとすることで、紹介議員となって、きちんとした形で出してくるということで、もし、どうしても陳情される方からすれば、これは絶対にやっていただかないといけないことであるということであれば、何としても、議員一人には紹介者になっていただいて、形をきちんと作るという努力も必要かなという気は私もしています。最後のところで陳情の取扱いに関して、改善の必要があるのではないのでしょうか。この点についてはどうでしょうか。議論したいと思います。陳情の取扱いについて改善が必要ではないかということをおの方は言われているわけですよ。差があるよねということです。

中村博行委員 私もそのところにずっと引っ掛かっていたんですけども、改善というのは、これ以上のものということになると思うんですけど、しかし、本市議会では陳情についても審査をしっかりと、要するに陳情者の出席を求めて審査しておりますので、それ以上となると、本当に請願と

同等になるので、その区別が全く付かないようになりますので、この辺の意味がちょっと理解できないんです。担当委員会では現在も審査している陳情がありますが、しっかり陳情者に意向を酌んで審査、調査しておりますので、現状で構わないのではないかというふうに思います。

宮本政志委員 私も中村委員と一緒に、要は請願に適合するかどうか、陳情書の内容について、きちんと議論されていますかというふうなことと受け止められるんですね。だから、私も中村委員が言われることと同じで、今それを議運でちゃんとやっていますから、別段、今のままでいいと思います。

高松秀樹委員 145条の請願に適合するというのは、どういうことを指しているんでしょうか、事務局。

島津議会事務局主査 本市に出てくる陳情書は様々な陳情書があります。その中でも請願に適合するというのであれば、議会として何らかの意思を示せるものであることとか、通常請願であれば議員さんがついていらっしゃるの、その内容については担保されます。ただし、要望書の場合は、個人の考えで様々な要望が出てくるわけですから、その条件について定める必要があるのではないかと思います。どのような願いでも議会のほうで意思決定できるものではありませんので、そういったある一定の条件は必要かと思えます。

高松秀樹委員 この方が最後に陳情の取扱いうんぬんとありますけど、現在の本会議場における陳情の取扱いというのはどういうふうになっているんですかね。

島津議会事務局主査 本会議場での取扱いというか、本市では陳情については全議員に配布して、その後、所管の委員会で審査することになりますので、本会議場としては、皆さんに陳情を配布するということになります。

高松秀樹委員 あるとすれば、委員会は時間を使って陳情の審査をしますよね。委員会メンバーは分かりますけど、本会議場で、例えば陳情の審査の報告があってもいいのかなという気がしているんですけど、現在、報告がないのであれば、そういう報告をもって終了という形でも、いいかなと

いう気がします。

吉永美子委員長 本会議場で委員会から陳情についての報告をしたらということですね。委員の皆さんいかがですか。そういったところの議論というのは必要かもしれませんね。請願と同じようにするという意味ではなくて、陳情の取扱いについてです。広聴委員会の皆さんからの御意見は、これでよろしいですか。この御意見をもって議会運営委員会でも、委員長、副委員長もおられますので、議論をしていただけたらと思います。陳情としての取扱いについてです。請願とするのではなくということで、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）モニター意見についてはこれで終わりますが、その他、皆さんからありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、本日の広聴特別委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前 1 1 時 1 5 分 散会

令和 2 年 1 0 月 2 7 日

広聴特別委員長 吉 永 美 子